

厚生年金保険被保険者・国民年金第3号被保険者住所一覧表提供申出書

【手続概要】

この申出書は、船員および被扶養配偶者の住所を確認するために「住所一覧表」の提供を船舶所有者が依頼するものです。

「ねんきん定期便」などの年金個人情報を、直接、船員の皆様にお送りするためには、正しい住所を届けていただく必要があります。

日本年金機構では、船舶所有者の皆様に、船員の皆様と被扶養配偶者の方の住所を確認していただくために「住所一覧表」の提供サービスを実施しています。

船舶所有者の方のお申込みにより、後日、「住所一覧表」を送付します。「住所一覧表」の住所と、現在、船員の皆様と被扶養配偶者の方がお住まいの住所が異なる場合は「住所一覧表」に朱書き訂正していただくことにより、簡便に住所変更の届出をすることができます。

朱書き訂正を行った「住所一覧表」は、船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所に提出してください。（※所定の様式による届出（被保険者住所変更届）も可能です。）

正しい住所が届けられていると、船員の皆様と被扶養配偶者の方へ、年金の受給開始年齢の直前に日本年金機構からお送りしている「年金請求書」などが、正確に届くようになります。

【添付書類】

なし

【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【提出方法】

郵送、窓口持参